

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、宮崎北警察署、宮崎南警察署、日南警察署、串間警察署、都城警察署、小林警察署、えびの警察署、高岡警察署、西都警察署、高鍋警察署、日向警察署、延岡警察署、高千穂警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者交付受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件（現金・物品）、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40払区分、41払出手年月日、42払出手先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出手となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部 ※自県警察を除いた記載とする
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）宮崎県警察本部警務部県民広報課県民情報室
	（所在地）宮崎市旭1丁目8番28号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※各都道府県警察の運用によ り判断する	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 宮崎県警察本部警務部会計課 <hr/> (所在地) 宮崎市旭1丁目8番28号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— <hr/> —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、宮崎北警察署、宮崎南警察署、日南警察署、串間警察署、都城警察署、小林警察署、えびの警察署、高岡警察署、西都警察署、高鍋警察署、日向警察署、延岡警察署、高千穂警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称）宮崎県警察本部警務部県民広報課県民情報室</p> <p>（所在地）宮崎市旭1丁目8番28号</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※各都道府県警察の運用によ り判断する	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 宮崎県警察本部警務部会計課 (所在地) 宮崎市旭1丁目8番28号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	宮崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、宮崎北警察署、宮崎南警察署、日南警察署、串間警察署、都城警察署、小林警察署、えびの警察署、高岡警察署、西都警察署、高鍋警察署、日向警察署、延岡警察署、高千穂警察署	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 保管場所区分、16 払出区分、17 払出年月日、18 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 宮崎県警察本部警務部県民広報課県民情報室 (所在地) 宮崎市旭1丁目8番28号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当する ファイル □ 有 □ 無 ※各都道府県警察の運用によ り判断する	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 宮崎県警察本部警務部会計課 (所在地) 宮崎市旭1丁目8番28号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	